

## 緊急のお知らせ

### 日本不整脈学会－日本心電学会 認定 不整脈専門医（以下、学会認定不整脈専門医と略す） 認定制度規則 内容の変更について

平素から、学会認定不整脈専門医制度の運営に向けて多大なるご支援を賜り、ありがとうございます。おかげさまで初年度である昨年は 299 施設の専門医研修施設と 430 名の不整脈専門医が学会から認定されました。現在、2013 年度の専門医資格認定に向けて準備を進めているところでございます。

さて本日は、不整脈専門医認定制度規則を一部変更することが決定しましたので、その内容についてご承知置きのほどお願い申し上げます。新しい専門医認定制度規則を添付しましたが、グレーの編みかけの部分に変更した部分となります。

なお、これらの事項を変更することに関しては、両学会の専門医認定制度委員会、および理事会で承認されています。

1) 第 2 章 不整脈専門医（受験資格）第 5 条 第 3 項：学会認定不整脈専門医研修施設において合計 5 年以上の修練期間を有し、かつ前記専門医（第 2 項に記載されている日本循環器学会認定循環器専門医あるいはそれに準ずる専門医資格）取得後 2 年以上の修練期間を有すること。

→学会認定不整脈専門医研修施設において合計 5 年以上の修練期間を有すること に変更します。

**変更の理由**：日本循環器学会認定循環器専門医のカリキュラムには不整脈診療に関する項目が多く含まれています。従って、循環器専門医取得後に 2 年間の不整脈専門医研修施設での研修を必須条件とする必要は無いとのことで意見が一致しました。また、不整脈専門医を取得するためには一定以上の臨床経験とレベルの高い筆記試験をクリアする必要がありますので、専門医の品格は損なわれないと考えます。

以上です。今後とも学会認定不整脈専門医の発展のためにご高配のほど宜しく申し上げます。

平成 25 年 1 月 21 日

日本不整脈学会-日本心電学会合同	専門医認定制度委員会	委員長	小林義典
日本不整脈学会-日本心電学会合同	専門医認定制度委員会	副委員長	平尾見三
日本不整脈学会-日本心電学会合同	専門医認定制度委員会	副委員長	松本万夫
日本不整脈学会		会頭	奥村 謙
日本心電学会		理事長	新 博次